

## PART 1



### 車、自転車、歩行中で万一の交通事故に・・・ 交通事故見舞金制度

「交通事故見舞金制度」とは、協会員となられた皆さまが、交通事故により発生から180日以内に死亡したとき又は身体に所定の重度後遺障害（第3級以上）が生じたとき若しくは継続して30日以上入院したときにお見舞金をお支払いする制度です。

死亡弔慰金  
**10万円**  
(親族5万円)

重度後遺障害  
**10万円**  
(親族5万円)

入院見舞金  
**5万円**  
(親族3万円)

#### 見舞金支払いの対象

- 会員・会員と同居の15歳以下の親族に適用
- 交通事故証明書が発行される事故に対応
- 自転車の乗用中や歩行中の交通事故も対象
- シートベルトを有しない特殊車も対象

## PART 2



### 永年の運転功績を表彰します！ 優良運転者表彰制度

交通安全協会会員の皆さんを対象に、永年無事故・無違反を続け、他の模範となっている方の表彰を行っています。会員の方は申請することにより、段階的に下記の表彰が受けられます。受賞を希望される方は当協会に申し出ください。なお、申請には無事故・無違反証明書が必要になります。

#### 表彰種別

- 01 警察署長・地区交通安全協会長表彰**
  - 運転経歴5年以上、無事故・無違反3年以上
- 02 県警察本部長・県交通安全協会長表彰**
  - 運転経歴7年以上、無事故・無違反10年以上で地区連名表彰を受け、1年以上経過している
- 03 「緑十字銅章」全日本交通安全協会長表彰**
  - 自己責任事故が10年以上、交通違反が5年以上無して県連名表彰を受け、3年以上経過している

## MEMBERSHIP BENEFITS 会員様限定の【入会特典】

## PART 3

### 交通安全活動協賛店で 特典の提供

岩手県交通安全協会では、当協会の会員が県内の事業所や店舗等において会員証を提示するだけで優待特典や割引等を受けることができる「協賛店サービス」を開始しました。現在、県内には200店ほどの協賛店があり、会員の皆さまは会員期間中、県内全ての協賛店でご利用になれます。協賛店は、岩手県交通安全協会のホームページで確認できます。



このステッカー  
が目印です

## PART 4

### チャイルドシート・ 交通安全DVDの無料貸出し

新生児から10歳ぐらまで対応できるチャイルドシートを会員の方には無料で貸出しをしています。お孫さんの帰省や、購入までのつなぎとしてご利用ください。

詳しくは、**岩手県交通安全協会**  
**TEL：019 - 652 - 4597**

までお問い合わせ下さい。

